

特定少年における実名報道について

島田春花

1. はじめに
2. 背景
3. 特定少年の実名報道によるメリット
4. 特定少年の実名報道によるデメリット
5. 私見
6. おわりに

1 はじめに

特定少年とは、2022年の少年法改正によって新設された区分であり、18歳・19歳の少年を指す¹。これらの年齢は民法上では成人とされる一方で、少年法の下では依然として保護の対象であり、その位置づけは必ずしも明確とは言えない。

特定少年は、大人と同様に責任を問われるべき存在なのだろうか。それとも、成長途中的少年として、より慎重な配慮が必要なのだろうか。特定少年の実名報道は、社会にとって本当に望ましい対応なのだろうか。特に、少年法第61条では「少年の氏名・住所・学籍等を公表してはならない」と定められており、この条文の趣旨をどのように解釈し、現代の事件に適用するべきかも重要な課題である。

本レポートでは、特定少年制度の背景を整理した上で、実名報道のメリットとデメリットを具体的に検討し、特定少年の実名報道の在り方について考察していく。さらに、具体的な社会事例や過去の報道例も参照しながら、理論と現実の両面から問題を考察する。

2 背景

日本の少年法（1948年制定）は、少年が犯した犯罪について、単に処罰するのではなく、更生と社会復帰を目指すことを基本理念としている²。そのため、20歳未満の少年事件では、氏名や顔写真の公表は原則として禁止されてきた（少年法第61条）。この規定は、少年が社会的烙印を受けることで将来の可能性を閉ざされることを防ぐ目的がある。社会復帰を阻

¹ 法務省「少年法等の一部を改正する法律について」

https://www.moj.go.jp/houan1/houan_shonenhoy2k_refer02.html（2026年1月23日閲覧）。

² 最高裁判所「少年事件の手続」

<https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syounen/>（2026年1月23日閲覧）。

害せず、少年の人格形成を守ることが、法の中心的な思想となっているのである。しかし、2022年に成人年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、少年法も改正され、18歳・19歳の少年については「特定少年」として新たに位置づけられることとなった。特定少年は重大犯罪の場合、従来の少年よりも厳しい扱いを受け、検察官送致（逆送）が原則的に行われる場合もある。この制度は、18・19歳が大人に近い判断能力を持つことを前提にしている。報道機関にとっては、少年法第61条の規定をどのように扱うかが課題である。法律上は原則として氏名等の公表は禁止されるが、特定少年の場合には、事件の重大性や社会的影響を踏まえて、例外的に実名報道を判断することがある³。特定少年制度は、犯罪の重大性と少年の更生可能性の双方を考慮した制度として理解されるが、その運用には慎重な判断が求められる。

3 特定少年の実名報道によるメリット

（1）犯罪に対する責任を明確にできる

特定少年は年齢的に大人に近く、一定の判断能力や責任能力を有していると考えられる。そのため、重大犯罪において実名を公表することは、行為の結果に対して明確な責任を負わせる意味を持つ。社会に対して「犯罪は決して許されない」というメッセージを示すことができ、被害者や社会の納得感を高めることにつながる。特定少年の責任能力は大人に近いとされるため、一定の範囲で社会的責任を明確化することは合理的である。さらに、事件の重大性を広く社会に示すことで、同年代の若者にも行動の重大さを理解させる教育的効果が期待できる。特に、SNSなどを通じて情報が拡散する現代社会では、実名報道による「社会的な認知」が若者に強く影響を与える可能性がある。こうした影響は、個人だけでなく社会全体の安全意識向上にも寄与する。

（2）被害者感情への配慮

被害者や遺族にとって、加害者の実名が伏せられることは、「加害者だけが守られている」という不公平感や不満を生む場合があると考える。特に重大事件では、被害者家族の心理的負担は非常に大きく、実名報道を通して社会全体が事件の重大性を正面から受け止めていることを示すことは、被害者感情に一定の配慮となると考える。また、被害者や遺族が抱える不満や不信感を軽減することは、社会的信頼の維持にもつながると考える。加えて、社会全体が事件を認知することで、再発防止や制度改善の議論を促すきっかけとなる。

³ 日本新聞協会「少年事件報道に関する考え方」

https://www.pressnet.or.jp/statement/report/220216_89.html (2026年1月23日閲覧)。

（3）犯罪抑止効果

実名が公表されることで、社会的制裁を受ける可能性が高まり、同年代の若者に対して犯罪を思いとどまらせる心理的効果があると考えられる。特定少年は大人に近い判断能力を持つため、責任が明確化されることによる抑止効果も期待できる。この効果は、社会全体の安全確保という観点からも無視できない。また、特定少年が犯す犯罪は、通常の少年犯罪よりも社会的影響が大きい場合が多い。そのため、実名報道を通じて社会全体に事件の深刻さを伝えることは、潜在的な犯罪者に対する抑止にも寄与する。教育機関や家庭における指導の材料としても活用される可能性がある。

4 特定少年の実名報道によるデメリット

（1）更生の機会が著しく損なわれる

実名が報道されると、その情報はインターネット上に長期間残り続ける。出所後や社会復帰後も過去の犯罪が常に付きまとい、就職や人間関係に大きな支障をきたす可能性が高い。その結果、社会から排除され、再犯のリスクが高まるおそれがある。少年の更生を前提とする少年法の理念に照らせば、実名報道は重大な障害となり得る。現代社会ではSNSや検索エンジンを通じて、過去の報道は消えにくくなっている。そのため、少年が社会復帰を目指して努力しても、社会的な烙印が彼らの前に立ちはだかる⁴。これは、個人だけでなく社会全体にとっても不利益となる可能性がある。再犯防止と社会復帰の両立を考えるなら、実名報道は慎重に扱うべきである。

（2）少年は精神的・社会的に発達途上であり、家庭環境や教育環境の影響を強く受けやすい

少年犯罪の背景には、家庭環境や教育環境、貧困や虐待などの要因が関わることが少なくない。成長途中の少年はこれらの影響を受けやすく、単に結果だけをもって判断することは不十分である。実名報道により社会的に固定された「犯罪者」のレッテルが貼られれば、立ち直る可能性が著しく低下する。少年が将来社会に復帰できるようにするために、個別事情を十分に考慮する必要がある。社会としても、少年の背景や成長の可能性を理解し、教育や支援を提供する姿勢が重要である。特に、心理的支援や職業訓練、カウンセリングの充実は、再犯防止に直結する。

5 私見

以上を踏まえると、特定少年の実名報道は原則として慎重に扱うべきだと考える。確かに、犯罪に対する責任の明確化、被害者感情への配慮、犯罪抑止といったメリットは存在

⁴ 法務省「再犯防止推進白書」

<https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/> (2026年1月23日閲覧)。

する。しかし、それらが少年の更生機会を奪うほどの犠牲を伴うなら、本末転倒である。特定少年は大人と同様に扱うべき存在であると同時に、まだ発達途上である存在でもある。この二面性を無視して一律に実名報道を行うことは適切ではない。実名報道を行う場合であっても、極めて例外的なケースに限定し、少年の将来への影響を十分に考慮した判断が必要である。少年法第 61 条の趣旨を尊重しつつ、社会の知る権利や被害者感情への配慮とのバランスを取ることが、報道機関に求められる姿勢だと考える。また、社会としても、特定少年の背景や成長過程を理解し、必要な教育や支援を提供することで、再犯防止と社会復帰を両立させる体制を整えることが望ましい。これにより、実名報道の必要性を最小限に抑えつつ、社会全体の安全を守ることが可能になる。加えて、報道機関や法律制度は透明性を確保する必要がある。どのような条件で実名報道が許されるのかを明確にすることで、社会的な不信感を減らし、被害者や加害者双方の権利を公平に扱うことができる。特定少年の事件については、個別の事情を踏まえた慎重な判断が不可欠であり、社会全体が責任ある対応を求められている。

6 おわりに

ここまで、特定少年の実名報道について、その背景とメリット・デメリットを整理し、私自身の見解を述べた。実名報道には、犯罪責任の明確化、被害者感情への配慮、犯罪抑止効果といった利点がある一方で、少年の更生機会を奪い、発達途上の少年の可能性を否定してしまうという重大な問題点も存在する。特定少年をどのように扱うかは、社会が「処罰」と「更生」のどちらを重視するかを問う問題である。感情的な議論に流されるのではなく、将来の社会全体の利益を見据え、慎重かつ冷静な判断が求められる。また、少年法第 61 条との整合性を踏まえた報道判断は、今後ますます重要になるだろう。社会全体で安全を確保しつつ、少年の更生の可能性を損なわない対応が望まれる。さらに、報道や法律制度だけでなく、教育機関や地域社会も協力して、少年の社会復帰を支援する仕組みを構築することが必要である。これにより、社会全体として安全と更生の両立を図ることができ、特定少年の問題に対してより成熟した対応が可能になる。